

第 1 1 期事業報告

〔 2 0 2 5 年 4 月 1 日 から
2 0 2 6 年 3 月 3 1 日 まで 〕

宮城県名取市下増田字南原無番地

仙台国際空港株式会社

事業報告

〔2025年 4月 1日から
2026年 3月 31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、賃上げを背景とした所得環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、原材料費・労務費等の高騰による物価上昇や、不安定な海外情勢の影響などから依然として不透明な状況が続いています。

このような状況の下、当社事業は、国内における人流の回復やインバウンド需要に支えられ、仙台空港の旅客数は開港以来最多となる400万人を記録しました。

その結果、当期の経営成績は前期から伸長し、売上高50億79百万円（対事業計画0.3%増。対前期7.9%増）、営業利益4億58百万円（対事業計画9.2%増。対前期12.7%増）、当期純利益8億11百万円（対事業計画58.8%増。対前期46.9%増）となりました。

(安全と保安に関する取り組み)

当社は、安全と保安を空港運営における最も重要な要素と位置付けています。当期も安全方針に基づき、社員に対する安全・保安教育の実施、社外の関係機関等とも連携した各種規程類やマニュアルの更新、航空機事故対処訓練や津波避難訓練など各種訓練の実施、所要の設備投資等により、安全と保安の維持・向上に継続して取り組んだ結果、当社に起因する重大事故の発生はありませんでした。

(航空・貨物営業活動)

国内線につきましては、昨年10月に福岡路線に2社が新規就航したほか、大阪で開催された「2025年日本国際博覧会」による移動需要の増加、また航空会社等と連携した需要促進策に取り組んだ結果、国内線旅客数は前期から8万人増加(2.5%増)し、仙台空港開港以来最多となる333万9千人(対事業計画3.5%増)となりました。

国際線につきましては、関係機関と連携した航空会社へのセールスの実施、香港で開催されたトラベルエキスポへ出展し需要が落ち込むグリーンシーズンにおける東北地方のPR実施、台北で開催された東北の魅力を発信するプロモーションイベントへの参加等により既存路線の需要促進、また新規路線の誘致等を目指した営業活動に注力しました。その結果、昨年7月に高雄路線において定期便が新規就航、またコロナ禍の影響のため2020年3月に運休となっていたバンコク路線において、2025年12月から定期便が復便する等により、国際線旅客数は前期から14万2千人増加(27.4%増)して66万1千人(対事業計画2.7%減)となり、昨年に続き開港以来最多旅客数となりました。

国内線・国際線を合わせた旅客数は前期から 22 万 2 千人増加 (5.9%増) し、400 万人 (対事業計画 2.4%増) となりました。

貨物事業における取扱貨物量は、国内貨物 1,744 トン (対事業計画 13.4%減)、国際貨物 855 トン (同 4.0%増)、貨物量合計で 2,599 トン (同 8.4%減) となりました。

(商業・サービス施設)

仙台空港をご利用されるお客さまに、旅の思い出となるような東北らしさや魅力を感じていただけるような特産品や伝統工芸品等の品揃えを拡充すべく、当社としては初の試みとなる当社主催の商談会を東北各県で開催しました。増加する海外からのお客さまに対しては、仙台空港への就航国における季節の催事にあわせた店内の装飾や品揃えの工夫、母国語での接客など、継続してサービス向上に取り組みました。東北の空の玄関口となる仙台空港から東北ブランドを発信、再び東北の地を訪れていただくきっかけとなる商品・サービスの提供に引き続き努めます。

また、キッズスペースを旅客ターミナルビル国内線搭乗待合室に設置しました。キッズスペースの壁面には、地元自治体のゆるキャラを飛行機や空港で働く車と一緒に描いております。小さなお子さま連れのお客さまにより快適にお過ごしいただけるよう、空港ならではの世界観を楽しみながら遊べる空間づくりとしました。

(旅客ターミナルビルのリニューアル工事再開)

コロナ禍の影響により 2020 年 11 月に中断しておりました旅客ターミナルビルのリニューアル工事を再開しました。3 月 1 日に安全祈願祭を執り行い、その後、本体工事に着手いたしました。本リニューアル工事は、保安検査場の改修等によりチェックインから搭乗までの流れをよりスムーズにすること、また商業エリアの拡充や搭乗待合室の拡張等により素晴らしい空港体験を提供することを目指すもので、2028 年度末の竣工・グランドオープンを目指し進めてまいります。

(サービス品質確保・向上に向けた取り組み)

当社は、2021 年 1 月に ISO9001 による品質マネジメントシステムの認証を取得し、空港施設の運営に関わる顧客サービスの品質確保・向上を目指して取り組んでまいりました。当期も引き続き、品質マネジメントシステムの運用状況について定期的な内部監査や外部審査機関によるサーベイランス、また社員に対する教育研修を行い、当社が提供するサービス品質の向上に努めました。

(空港脱炭素化に向けた取り組み)

当社は、航空局による空港脱炭素化推進計画に協力すべく取り組みを進めています。その一環として 2023 年度に整備・稼働を開始した自家消費型太陽光発電サービス (外部事業者が仙台空港お客様駐車場の一部にカーポート型太陽光発電所を設置、発電した電力の全量を旅客ターミナルビルで使用するもの) が提供する再生可能エネルギーは、当期の旅客ターミナルビルにおける

使用電力量の約 25%を賄い、脱炭素化に貢献しました。この他、照明の LED 化等、空港設備更新の際に省エネ化を図ることにより脱炭素化対策を進めており、2030 年度までに温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減する目標を目指してまいります。

(2) 資金調達状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資状況

当期の設備投資額は、滑走路・誘導路舗装及び灯火更新工事、ターミナルビル外装鉄骨塗装工事、旅客搭乗橋更新工事等により 1,296 百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

2026 年度より旅客ターミナルビルのリニューアル工事を本格的に進めてまいります。同工事に伴い一部施設の閉鎖や利用制限により、空港をご利用のお客さまにご迷惑をおかけいたしますが、安全・安心を最優先に工事を進め、また工事に関する情報を適宜発信しながら、2028 年度末に計画するグランドオープンに向けて取り組んでまいります。

企業としての成長を支える人材確保と育成にも注力します。2026 年 4 月には、11 名の新入社員を仲間として迎え入れました。旅客ターミナルビルのリニューアル後を見据え、事業の中核を担い当社の成長を牽引するプロフェッショナル人材を目指した育成計画を進めます。

また、空港運営の前提となる安全・保安の確保、空港運営を支える従業員のコンプライアンス遵守のための啓発教育を継続するとともに、取得している ISO9001 に基づく品質マネジメントシステムの運用状況を定期的に監査、所要の改善を図ることで、顧客サービスの品質向上と安全・安心で快適な空港体験を提供できるよう努めます。

さらに、空港脱炭素化を計画的に進める等、社会課題解決への貢献、また地域の方々に開かれた空港祭や催事の開催等を通じ、地域と共生し、地域に愛される空港を目指します。

仙台空港は今年 7 月に民営化 10 年を迎えます。空港コンセッション事業の第 1 号案件として歩みを進めたこの 10 年間に、多大なご支援・ご協力を賜りました地域の皆さま、関係機関の皆さま、日頃よりご利用いただいているお客さまに感謝申し上げますとともに、安全性や利便性の向上、地域と共生する空港運営事業に引き続き取り組み、地域社会の持続的な成長に貢献してまいります。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

	第8期 (2022年度)	第9期 (2023年度)	第10期 (2024年度)	第11期(当期) (2025年度)
売上高	3,253百万円	4,186百万円	4,706百万円	5,079百万円
当期純利益または 当期純損失(△)	△162百万円	588百万円	552百万円	811百万円
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△3,174.99円	11,526.87円	10,829.54円	14,513.34円
純資産	5,526百万円	6,114百万円	6,667百万円	7,407百万円
総資産	11,627百万円	11,260百万円	11,213百万円	11,737百万円

(注) 2021年度より「収益認識に関する会計基準」を適用し純額表示となっております。

(6) 主要な事業内容

仙台空港の運営等

- ・ 航空機の離着陸の安全を確保するための航空保安施設の運営等
- ・ 空港周辺の航空機の騒音対策
- ・ バードストライク対策
- ・ 空港ターミナルビル(貨物棟含む)の所有及び経営
- ・ 不動産賃貸、物品販売等
- ・ 航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
- ・ 駐車場運営

(7) 事業所の所在地及び従業員の状況

①事業所の所在地

宮城県名取市下増田字南原無番地

②従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数 168名

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

(ア) 親会社との関係

当社の親会社は東急株式会社であり、同社は当社の議決権株式を42.0%保有しています。

(イ) 親会社等との間の取引に関する事項

当社の株式の出資比率は2. 会社の株式に関する事項に記載の通りであり、株主各社より役員及び出向社員を受け入れています。

当社は、当社独自の発注規程に則り、親会社等との取引に関しては、株主間契約により独立当事者間取引とすることを原則とし、取引条件等の内容の適正性をその他事業者との比較等から慎重に検討して決定しています。

また、取引に係る意思決定は当社独自の基準に基づき行っています。

②子会社の状況

当社の子会社はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
宮城県	1,567,998 千円
国土交通省	1,197,479 千円

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

①発行可能株式総数	200,000 株	内訳	普通株式	60,000 株
			A種優先株式	140,000 株
②発行済株式の総数	169,960 株	内訳	普通株式	51,030 株
			A種優先株式	118,930 株
③株主数		内訳	普通株式	7 名
			A種優先株式	4 名

④株主

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
東急株式会社	21,432 株	35,679 株	57,111 株	33.6%
前田建設工業株式会社	15,309 株	35,679 株	50,988 株	30.0%
豊田通商株式会社	8,164 株	19,029 株	27,193 株	16.0%
東急不動産株式会社	4,592 株	—	4,592 株	2.7%
株式会社東急エージェンシー	511 株	—	511 株	0.3%
東急建設株式会社	511 株	—	511 株	0.3%
株式会社東急コミュニティー	511 株	—	511 株	0.3%
Global Infrastructure Management インカム・ファンド2号 投資事業有限責任組合	—	28,543 株	28,543 株	16.8%
合計	51,030 株	118,930 株	169,960 株	100.0%

(注) 持株比率は、普通株式の総数と発行済のA種優先株式の総数の合計から計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	前 田 基	
取 締 役	谷 内 克 行	空港運用部長
取 締 役	小 川 光	航空営業部長
取 締 役	岩 井 卓 也	東急(株) 常務執行役員 (社会インフラ事業部管掌)
取 締 役	更 級 大 介	東急(株) 社会インフラ事業部 インフラ開発グループ 部長
取 締 役	東 山 基	前田建設工業(株) 専務執行役員 経営革新本部長 兼 同本部 地域事業推進室長 兼 CSV戦略担当 兼 CSR担当 兼 コンプライアンス担当
取 締 役	宇 杉 真 一 郎	東急不動産(株) 取締役常務執行役員 都市事業ユニット長 東急不動産ホールディングス(株) 執行役員
常勤監査役	菅 原 一 成	
監 査 役	氏 家 照 彦	(株)七十七銀行 相談役 仙台空港鉄道(株) 取締役
監 査 役	西 口 義 郎	前田建設工業(株) 経営革新本部 事業ファイナンス部 部長
監 査 役	土 屋 智 永	東急(株) 監査役会事務局 部長

注1. 当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりです。

- ① 2025年6月20日の第10期定時株主総会において、高橋和夫氏、中山幸広氏、池内敬氏は任期満了により取締役を退任しました。
- ② 2025年6月20日の第10期定時株主総会において、岩井卓也氏、更級大介氏、宇杉真一郎氏は取締役に新たに就任しました。

注2. 取締役東山基氏、取締役宇杉真一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注3. 監査役菅原一成氏、監査役氏家照彦氏、監査役西口義郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注4. 監査役菅原一成氏は、地元有力企業において財務・会計部門のマネジメント職の経験を持ち、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

注5. 監査役氏家照彦氏は、銀行経営における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

注6. 監査役西口義郎氏は、インフラストラクチャーのコンセッション企業において財務・会計部門のマネジメント職の経験を持ち、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

①報酬等の総額および員数

区 分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	1 (-)	13,200 (-)
監査役 (うち社外監査役)	2 (2)	9,840 (9,840)
計	3 (2)	23,040 (9,840)

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)として、24,300千円を支給しています。

②報酬等に関する株主総会決議に関する事項

当社では、取締役および監査役の報酬等の額は株主総会の決議により、それぞれ以下のとおり定めております。

	取締役の報酬等の額	監査役の報酬等の額
当該株主総会決議の日	2018年6月22日 定時株主総会	2017年6月23日 定時株主総会
当該定めの内容(概要)	取締役の報酬等の額を年額50,000,000円以内と定める。 各取締役に対する具体的な金額等は、取締役会の決議による。 なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。	監査役の報酬等の額を年額13,000,000円以内と定める。 各監査役に対する具体的な金額等は、監査役の協議による。
当該定めに係る会社役員の数*	7名	3名

*当該定めに係る会社役員の数、当該決議時点であります。

③各会社役員報酬等の額の決定の委任に関する事項

各取締役に支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定しております。

(3) 社外取締役および社外監査役に関する事項 (2026年3月31日現在)

①重要な兼務先と当社との関係

地位 氏名	兼職状況	当社と当該他の 法人等との関係
取締役 東山 基	前田建設工業(株) 専務執行役員 経営革新本部長 兼 同本部 地域事業推進室長 兼 CSV戦略担当 兼 CSR担当 兼 コンプライアンス担当	同社とは出向者受入等の取引関係があります。
取締役 宇杉 真一郎	東急不動産(株) 取締役常務執行役員 都市事業ユニット長	重要な取引その他の関係はありません。
	東急不動産ホールディングス(株) 執行役員	重要な取引その他の関係はありません。
監査役 氏家 照彦	(株)七十七銀行 相談役	同社とは資金借入契約を取り交わしておりますが、一般取引と同様の条件であります。
	仙台空港鉄道(株) 取締役	同社とは土地賃貸借契約を締結しております。

②社外取締役および社外監査役の活動状況

氏名	出席・発言状況
取締役 東山 基	当期中に開催された取締役会の全7回のうち6回に出席し、当社の経営に対し、インフラストラクチャーのコンセクション企業における役員としての経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。
取締役 宇杉 真一郎	就任後に開催された取締役会の全6回のうち5回に出席し、当社の経営に対し、大手デベロッパー企業の取締役としての経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。
監査役 菅原 一成	当期中に開催された取締役会の全7回のうち全てに出席、監査役会の全6回のうち全てに出席し、当社の経営に対し、地元有力企業における常勤監査役としての経験に基づき適宜必要な意見を述べていただいております。
監査役 氏家 照彦	当期中に開催された取締役会の全7回のうち全てに出席、監査役会の全6回のうち5回に出席し、当社の経営に対し、金融機関における経験および企業経営者としての経験に基づき適宜必要な意見を述べていただいております。
監査役 西口 義郎	当期中に開催された取締役会の全7回のうち全てに出席、監査役会の全6回のうち全てに出席し、当社の経営に対し、インフラストラクチャーのコンセクション企業における財務・経理部門のマネジメント経験に基づき適宜必要な意見を述べていただいております。

(4) 責任限定契約の概要

当社は、社外監査役菅原一成氏、社外監査役氏家照彦氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、会社法第 427 条第 1 項に基づき、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

9,900 千円

② 監査役会が同意した理由

監査役会は、E Y 新日本有限責任監査法人の当社に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等の適切性ならびに非監査業務の委託状況等を確認・検証した結果、会計監査人の独立性と会計監査の品質等が確保され、妥当と判断して同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法 340 条第 1 項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、2016年6月8日付取締役会により決議し、2022年8月5日付取締役会で改正した内容の概要は次のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 全社が守るべき指針等を周知し、定期的にコンプライアンス教育を実施し、その徹底を図り、法令・社内規程等への違反行為があったときには懲罰規程に基づき厳正に処分する。
 - ・ 取締役社長が指名する担当者により定期的にモニタリング（内部監査）を行うとともに、内部通報窓口を設けることにより、法令・行動指針に違反する行為に関し従業員が直接通報・相談できるようにする。
 - ・ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、迅速に情報を把握するとともに、必要に応じて外部専門家等と協力しつつ適正に対応していく。
 - ・ 反社会的勢力及び団体を排除・遮断することとし、警察当局等外部機関と緊密に連携を持ちながら対処する。

- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 法令、取締役会規則並びに文書取扱に関する規則に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により適切に作成、保存又は廃棄する。
 - ・ 保存された文書は、取締役・監査役・モニタリング（内部監査）担当者により随時に閲覧できる体制をとる。

- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 航空の安全確保及び空港保安に係る規程を制定し、安全マネジメント体制を敷く。その運用にあたり関係機関及び空港内他事業体と密接に連携して対応する。
 - ・ 各種のリスクについて、未然防止の観点から各規則の制定、マニュアルの作成・配布並びに研修・訓練を実施する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 業務分掌・業務執行基準を定め業務執行に係る権限・責任を明確化する。
 - ・ 経営会議・常勤役員会を定期的開催し重要事項に係る意思決定を迅速に行う。

- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・ 監査役が要請した場合には補助使用人を配置する。その独立性の確保のため、当該使用人は監査役の指揮命令の下で業務を行う。当該使用人の人事考課及び人事異動については監査役と事前協議する。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・ 監査役による重要会議への出席及び重要書類閲覧の機会を確保する。また、事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメント等の内部統制システムの整備及び運用状況を監査役に定期的に報告する。
- ・ 監査役から業務の執行状況につき報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- ・ 当該報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。

⑦監査役職務の執行について生じる費用等に係る方針

- ・ 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用について、監査役と協議のうえで予算措置をし、費用の前払いが必要な時には担当部署において対応する。

⑧その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役社長と監査役は定期的に意見交換を行うこととする。

(2) 体制の運用状況の概要

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ・ 代表取締役は「行動指針」を策定し、経営会議等において法令遵守を前提とした業務執行を主導するほか、年頭訓示、人事異動等の様々な機会をとらえてコンプライアンスの重要性についてメッセージを社内に発信している。また、eラーニングを用いた研修によりコンプライアンス意識の向上、コンプライアンス違反防止を図っている。また、法令・社内規程等への違反行為があったときには懲罰規程に基づき厳正に処分を行っている。
- ・ 代表取締役直轄組織による定期的な内部モニタリングを継続するとともに、その結果は取締役を含む経営陣が参加する会議体に報告・共有を図っている。
- ・ 親会社および弁護士事務所にコンプライアンスに関する内部通報窓口を設置し、法令や行動指針等に違反する行為を発見した社員が通報できる体制を継続して運用している。
- ・ 外部との取引に係る契約書に反社会的勢力排除条項を記載するなどの対応を行っている。なお、必要な場合は、空港施設内に常駐する警察当局との連携を図ることとしている。
- ・ 「腐敗行為防止方針」に基づき、贈答・接待に関する社内周知や調査を実施し、その発生の防止に努めている。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ・ 取締役会等の議事録、稟議書、会計帳簿その他の業務執行に関する文書（電子情報含む）について、種類ごとに適切な保存期間を設定し、所定の方法により作成・保存・廃棄している。また、保存文書は取締役・監査役・内部モニタリング担当者が適宜、閲覧可能としている。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ・ 社外の関係機関等とも連携しながら、安全・保安に係る各種規程類やマニュアルの更新、訓練の実施に継続して取り組んでいる。また、各種訓練（航空機事故・不法侵入・ハイジャック・津波避難・旅客ターミナルビル消防等）やeラーニングを活用した教育を行い、安全知識・意識の向上、情報漏洩防止等のセキュリティ強化を図っている。
- ・ 経営上の各種リスクについては、年度ごとの実施事項、翌年度の課題・対応を親会社に報告している。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ・ 社内規程により責任・権限を明確にしており、定期的を開催する経営会議等において業務執行に関する重要事項を審議し、迅速な意思決定を行っている。
- ・ 中期経営計画および年度事業計画を策定し、これらの計画に基づいて業務に取り組んでいる。
- ・ 取締役会、経営会議を定期的を開催し、会社の業務執行に関する重要事項を審議し、責任・権限を定めた業務執行に係る社内規程に基づき意思決定を行っている。

⑤ 監査役による監査を支えるための体制について

- ・ 代表取締役は定期的に監査役との会合を実施している。
- ・ 常勤監査役が経営会議をはじめとした各種会議体へ参加する機会を確保するとともに、稟議書や内部モニタリング結果等の重要書類を閲覧する機会を確保し、事業の進捗や内部統制システムの整備及び運用状況について定期的に報告・情報共有を図っている。
- ・ 監査役からの要請に基づき補助使用人2名を選任し、監査役会事務局として監査役がその職務を円滑に遂行可能な体制を整備している。